

議案第 78 号

台風 24 号の影響による倒木事故に係る和解及び損害賠償の額を定めることについて

上記の議案を提出する。

平成 30 年 11 月 29 日

提出者 あきる野市長 澤 井 敏 和

提案理由

秋川五丁目地内の市道内において発生した、倒木事故による隣接地の建物の屋根、外壁及び袖看板の一部に与えた損壊被害について、相手方である市内在住の方と示談解決を図るため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 12 号及び第 13 号の規定により和解及び損害賠償の額を定めることについて、議会の議決を求める。

記

1 和解及び損害賠償の相手方
市内在住の方

2 事故の発生日時
平成 30 年 10 月 1 日（月）未明

3 事故の発生場所
あきる野市秋川五丁目 1 番地 1 先（市道Ⅱ－18 号線）

4 事故の概要

上記日時及び場所において、台風 24 号の強風による影響を受け、市道Ⅱ－18 号線（さくら通り）の街路樹（サクラ：高さ約 10 m、幹回り 1.54 m）が根元から倒れ、建物の屋根、外壁及び袖看板の一部を損壊させた。

5 和解の内容

あきる野市は、1 の相手方に対し、6 の額の損害を賠償する。なお、本件賠償の外、あきる野市及び相手方の間には一切の債権債務関係がないことを確認し、今後、いかなる事情が発生しても、双方とも異議の申し立てをしないことを確約する。

6 損害賠償金額

1,637,280 円